

<参考4> 事務系10 資格の登録・入会制度の概要

区分	不動産鑑定士	公認会計士	弁護士	公証人	司法書士	土地家屋調査士	税理士	社会保険労務士	弁理士	行政書士
所管省庁	国土庁	金融庁	なし	法務省	法務省	法務省	大蔵省	厚生省、労働省	通商産業省	自治省
登録者数	不動産鑑定士 5,981人 不動産鑑定士補 1,998人	公認会計士 12,682人 会計士補 4,080人	17,707人	543人	17,034人	18,699人	64,456人	25,066人	4,309人	35,163人
登録先	国土庁	日本公認会計士協会	日本弁護士連合会	(法務局又は地方法務局に所属)	日本司法書士会連合会	日本土地家屋調査士会連合会	日本税理士会連合会	全国社会保険労務士会連合会	日本弁理士会	日本行政書士会連合会
登録請求	国土庁	日本公認会計士協会	弁護士会をへて日本弁護士連合会	—————	司法書士会をへて日本司法書士会連合会	土地家屋調査士会をへて日本土地家屋調査士会連合会	税理士会をへて日本税理士会連合会	社会保険労務士会をへて全国社会保険労務士会連合会	日本弁理士会	行政書士会をへて日本行政書士会連合会
登録審査の実施者	国土庁	日本公認会計士協会	日本弁護士連合会	—————	日本司法書士会連合会	日本土地家屋調査士会連合会	日本税理士会連合会	全国社会保険労務士会連合会	日本弁理士会	日本行政書士会連合会
資格者団体の設立	任意(設立した場合は国土庁長官又は知事に届出)	強制	強制	任意	強制	強制	強制	強制	強制	強制
資格者団体(全国レベル)の性格	民法第34条に基づく社団法人	公認会計士法に基づく特別の法人(認可法人)	弁護士法に基づく特別の法人	権利能力なき社団	司法書士法に基づく特別の法人	土地家屋調査士法に基づく特別の法人	税理士法に基づく特別の法人(認可法人)	社会保険労務士法に基づく特別の法人(認可法人)	弁理士法に基づく特別の法人	行政書士法に基づく特別の法人
設立目的	品位保持、資質向上、業務の改善進歩)品位保持、業務の改善進歩のための指導、連絡、監督、)登録	品位保持、業務の改善進歩を図るための指導、連絡、監督	業務の改善・統一、品位の保持のための指導、連絡)品位保持、業務の改善進歩のための指導、連絡、)登録)品位保持、業務の改善進歩のための指導、連絡、)登録)税理士の義務の遵守、業務の改善進歩のための指導、連絡、監督、)登録)品位保持、資質向上と業務の改善進歩のための指導、連絡、)登録)品位保持、業務の改善進歩を図るための指導、連絡、監督、)登録)品位保持、業務の改善進歩を図るための指導、連絡、)登録
建議・答申等	規定なし	建議、諮問に答申	規定なし	建議、諮問に答申	建議、諮問に答申	建議、諮問に答申	建議、諮問に答申	意見具申	建議、諮問に答申	規定なし
資格者団体への入会	任意	強制(会計士補は任意)	強制	会が設立された場合は	強制	強制	強制	強制	強制	強制

				強制（実際に 会が設立）						
懲戒権者	国土庁長官	金融庁長官	所属弁護士 会、日本弁護 士連合会	法務大臣	法務局長又 は地方法務 局長	法務局長又 は地方法務 局長	大蔵大臣	主務大臣(厚 生大臣、労働 大臣)	経済産業大 臣(現在は通 商産業大臣)	都道府県知 事
懲戒の内容	1年以内 の業務禁 止 登録の消 除	戒告 1年以内 の業務停 止 登録抹消	戒告 2年以内 の業務禁 止 退会命令 除名	譴責 10万円以 下の過料 1年以下 の停職 転属 免職	戒告 2年以内 の業務停 止 業務の禁 止	戒告 2年以内 の業務停 止 業務の禁 止	戒告 1年以内 の業務停 止 業務の禁 止	戒告 1年以内 の開業社 会保険労 務士の業 務停止 失格処分	戒告 2年以内 の業務停 止 業務禁止	1年以内 の業務停 止 業務の禁 止
上記の懲戒 の対象とな る行為	不動産の鑑 定評価に関 する法律又 は同法に基 づく国土庁 長官若しくは都道府県 知事の処分 違反等	虚偽又は不 当証明、公認 会計士法等 違反	弁護士法、弁 護士会、日本 弁護士連合 会会則違反、 品位を失う べき非行等	職務上の義 務違反、品位 失墜行為	司法書士法 等違反	土地家屋調 査士法等違 反	脱税相談等、 虚偽記載、税 理士法、国 税・地方税関 係法令違反	不正行為、社 会保険労務 士法等違反、 重大な非行	弁理士法等 違反	行政書士法 等違反、都道 府県知事の 処分違反、重 大な非行
資格者団体 による懲戒 の内容(任意 設立の団体 を除く)	—————	戒告 会員の権 利停止 除名(会計 士補のみ) 長官に対 する懲戒 請求	上記の懲戒 内容に同じ	—————	日本司法書 士会連合会 会則に規定 なし(単位会 レベルでは、 指示・指導・ 注意勧告あり)	日本土地家 屋調査士会 連合会会則 に規定なし (単位会レ ベルでは、指 示・指導・注 意勧告あり)	訓告	注意勧告 訓告 会員資格 の停止	戒告 2年以内 の会員権 停止 大臣に対 する懲戒 請求 退会	日本行政書 士会連合会 会則に規定 なし
上記の対象 となる行為 (任意設立 の団体を除 く)	—————	法令による 処分、信用失 墜行為、会の 個別的監督 違反、会費滞 納、会則等違 反	—————	—————	(関係法令、 会則違反)	同左	税理士法、日 本税理士会 連合会会則、 税理士会会 則違反	社会保険労 務士法等違 反、労働社会 保険諸法令 違反、会則違 反等	法令、会令違 反による会 の秩序又は 信用を害し たとき	同上

- (注) 1 登録者数(公証人は任命者数)は、不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は平成12年1月1日現在、公認会計士、会計士補、税理士、社会保険労務士及び弁理士は平成12年3月末現在、司法書士、土地家屋調査士、公証人及び行政書士は平成12年4月1日現在、弁護士は平成12年4月3日現在である。
- 2 規制改革委員会が各団体の全国団体について法令及び会則上の規定を調査したものである。
- 3 弁理士については、一部の規定を除き平成13年1月6日改正弁理士法が施行されるため、全部改正後の規定に基づき記載した。